

次世代法・女性活躍推進法に基づく行動計画

エスエム環境開発株式会社

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境にし、次世代を担う社員の成長を促すために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和12年3月31日までの 5年間

2. 内容

女性活躍推進法

目標1：男女共に育児休業の取得率を100%とし、子育て目的休暇、子供の看護休暇の取得促進を講ずる。

<対策>

- 育児休業を開始日から5日間は有給とし、育児休業の制度について社員へ周知を図る。
- 育児休業の報告を受けた際の制度説明の充実や相談窓口を設置する。
- 育児目的休暇・子の看護休暇制度について社員への周知を図る。

次世代法

目標2：年次有給休暇の取得促進のための措置を実施し、取得率を85%以上とする。

<対策>

- 半日からでも有給を取得できる制度に見直す。
- 取得計画を作成し、促進活動を行う。
- 一人当たり年間5日以上取得できるような環境づくりを実施する。

次世代法

目標3：所定外労働の削減のための措置を講じ、各月ごとの時間外労働を36協定で定めた45時間より90%減らす

<対策>

- ノー残業デーを導入し、社員へ周知を図る。
- 業務のマニュアルを作成し作業を効率化する。
- 生成AIやDXで業務効率化を図る

次世代法・女性活躍推進法

目標4：在宅勤務・テレワークを促進する。

<対策>

- 在宅勤務・テレワークの実現のために制度を新設し、実現のために環境を整備する。